

## 「不備解消依頼書」の不備解消期限の延長について

- ・申請に不備がある方々については、これまでも複数回にわたりメールやハガキ、マイページにて不備修正の御依頼・御案内を差し上げ、申請サポート会場・コールセンターで相談対応を行うなど、可能な限り不備が解消できるように対応を継続してまいりました。
- ・他方で、申請内容の不備修正をお願いしてから長期間が経過しても、申請の不備が解消されない方々に対しては、改めて不備修正をお願いする趣旨から、「不備解消依頼書」を順次郵送しており、引き続き、不備内容や不備解消の進め方について、審査部門のスタッフとも連携しながらコールセンターで相談対応を行っております。
- ・これまでに郵送した「不備解消依頼書」では、不備解消の期間を14日としておりましたが、必要な書類の準備が間に合わないなど様々なご意見も踏まえ、不備解消の期間を更に14日は確保することと致しました。
- ・不備解消の期間を14日としている「不備解消依頼書」を事務局から郵送した方々に対しては、不備解消の期限について、事務局から個別にメールにて順次ご案内をしてまいります。
- ・申請内容の修正、または、追加の証拠書類を提出いただいても、送付された「不備解消依頼書」の内容への不服がある場合には、不備解消の期限までに（消印有効）、「不備解消依頼書」に同封の書面に必要事項をご記入のうえ、同封書面に記載の郵送先まで郵送頂きますようお願い申し上げます。

<「不備解消依頼書」に関する問い合わせ・相談は下記コールセンターで受け付けています>

0120-115-570

03-6831-0613（IP電話等からのお問合せ先：通話料がかかります）

日曜日～金曜日 8:30～19:00（土曜日祝日を除く）